

社会福祉法人泰山木 評議員等報酬規程

平成 29 年 6 月 19 日
規 程 第 21 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人泰山木（以下「当法人」という）定款第 9 条及び第 23 条の規定により、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「評議員等」とする）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものである。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び常勤監事をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第 3 条 評議員等が、その職務のため、理事会及び評議員会に出席したときは、報酬として日額 10,000 円（源泉徴収後の金額）を支給する。

2 評議員等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、報酬として日額 10,000 円（源泉徴収後の金額）を支給する。

(費用弁償)

第 4 条 評議員等が、その職務のため、出張する場合は、別に定める社会福祉法人泰山木旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 7 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日から適用する。